
*
* 令和 5 年度 第 3 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	田中 博	係長	田村直之		
次長	中藤宏和				
書記	藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第10号	農地法第3条の規定による許可申請について		4件	許可
	第11号	農地法第4条の規定による許可申請について		1件	許可
	第12号	農地法第5条の規定による許可申請について		3件	許可
	第13号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による			
		農用地利用集積計画の決定について		2件	決定
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
			9番	西村 匡弘	
			10番	小物 博子	
9	議事の内容				
	令和5年度 第3回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和5年6月9日(金) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員15名、推進委員7名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和5年度第3回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。9番西村委員と10番小物委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので、15番及び16番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第10号15番及び16番朗読説明 －</p> <p>15番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆651㎡です。譲受人の通作距離は、500m以内、耕作面積は1,359㎡で、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り8万円です。</p> <p>16番は、譲受人は同一人で、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1,001㎡です。譲受人の通作距離、耕作面積、耕作人の状況は同様で、対価は10アール当り20万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
伊達委員	現地は大きな木がありましたが、伐採されており、譲受人が耕作している農地と一体的に耕作されるという話でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。15番及び16番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、15番及び16番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	次に17番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第10号17番朗読説明 －</p> <p>17番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆2,439㎡です。譲受人の通作距離は、6km以内、耕作面積は1,800㎡、家族2人中耕作人は1人、対価は10アール当り30万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
田角委員	周辺は管理されており、問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。17番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

<p>議 長</p>	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、17番については許可とすることに決定しました。 次に18番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>－ 議案第10号18番朗読説明 － 18番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、3筆946㎡です。畑については、1筆757㎡で、合計4筆で1,703㎡です。譲受人の通作距離は、50m以内、耕作面積は105㎡、家族3人中耕作人は3人、対価は10アール当り13万2千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
<p>中村委員</p>	<p>耕作できる状態ではないが、檀家の方が年2回草刈をされている。周りの迷惑にはならないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。18番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、18番については許可とすることに決定しました。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>次に、「議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。3番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>－ 議案第11号3番朗読説明 － 3番は、転用者が、申請農地を住宅用地に転用する案件です。申請農地は、田1筆180㎡、この農地の農地区分は、2種農地となります。施設の概要としては、倉庫が30.99㎡と7.13㎡2棟です。備考に記載しておりますが、既存宅地と合わせた全体計画面積は、461.32㎡であり、既存宅地に建設されている本宅等の既存建物が111.28㎡であり、それを合わせた建ぺい率は32.38%です。(22%以上) この案件につきましては、次の議案第12号18番の申請に向けて調査を行っていたところ、既に宅地造成され、倉庫が建設されていることが発見され今回の申請に至ったものであり、申請者に反省を促すために始末書の提出をいただいております。許可基準に沿って検討いたしました。信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項及び第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、7ページから8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
<p>山川委員</p>	<p>既に造成されている案件であるため、始末書の提出をしてもらっています。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>

<p>西村委員 中藤次長 議 長 議 長 議 長</p>	<p>申請は1筆であるが、議案の集成図には3筆丸が付けられています。 議案第12号18番の2筆と隣地に関連があるため、それとあわせて記載しています。 他に意見等ある方いませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。18番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第12号18番朗読説明 －</p> <p>18番については、転用者が、設定人から申請農地に使用貸借権を設定し、住宅及び露天駐車場並びに進入路を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆425㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の賃借料は無償です。施設の概要としては、木造2階建67.90㎡、露天駐車場37.50㎡、進入路118.12㎡です。備考に記載しておりますが、既存宅地を含めた全体計画面積は478.62㎡で、既存宅地を含めた進入路面積は171.74㎡、それと露天駐車場37.50㎡を除いた敷地面積は269.38㎡であり、それに対する建ぺい率は25.20%です。(22%以上)なお、許可前に宅地の造成が行われていたため、転用者に反省を促すために始末書の提出をいただいています。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、河川保全区域内に工作物の建築を行うことになるので河川法(55条)が該当しますが、許可見込みであることを岡山県備中県民局高梁地域事務所に確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、6月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、7ページから8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 山川委員 議 長 議 長 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 先ほどの案件と同じで既に転用している部分があるため、始末書の提出をしてもらっています。よろしく願いいたします。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。18番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員ですので、18番については許可とすることに決定しました。 次に19番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第12号19番朗読説明 －</p> <p>19番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆1,176㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当たり30万円です。施設の概要としては、太陽光パネル156枚、発電量は44.55kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありま</p>

	<p>せん。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、前の案件と同様に河川法が該当しますが、許可見込みであることを岡山県備中県民局高梁事務所に確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、9ページから10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 吉岡委員 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 川沿いの農地で長い間耕作はされていない様子でした。近隣農地にも影響はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。19番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、19番については許可とすることに決定しました。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>次に20番について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">－ 議案第12号20番朗読説明 －</p>
<p>議 長 平松委員 議 長</p>	<p>20番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆1,936㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地は10アール当たり51万6千円です。施設の概要としては、太陽光パネル144枚、発電量は44.55kw、露天駐車場237㎡です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、6月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、11ページから12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 平松委員 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲渡人は高齢になられ、設置に踏み切られたようです。近隣に害が及ぶことはないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。20番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、20番については許可とすることに決定しました。</p>
<p>藤代書記</p>	<p>続きまして、「議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番及び2番について説明をお願いします。</p>
<p>藤代書記</p>	<p>それでは、3ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和5年6月20日、利用権の設定を受ける者は2名、利用権の設定をする者は2名、利用権の設定をする件数は2件、利用権設定面積は4,176㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、1番及び2番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、1番及び2番について発言をお願いします。</p>

議 長

(「なし」と呼ぶ者あり)
なしとの声がありました。1番及び2番について一括して採決をとります。1番及び2番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長

(挙手全員)

挙手全員ですので、1番及び2番について決定しました。

藤代書記

次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。

議 長

－ 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 －

説明が終わりましたが、発言をお願いします。

議 長

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第3回総会を閉会します。

令和5年6月9日

会 長 土 岐 康 夫

9 番 西 村 匡 弘

10 番 小 物 博 子